

土木工事標準積算基準書

(河川・道路編)

第 III 編	河川
第 IV 編	道路
第 V 編	公園

令和 6 年 8 月
(令和7年3月一部改定)
広島県

- (4) 単独で、伸縮継手、高欄、橋梁用防護柵、検査路を発注する場合の積算にあたっては、間接工事費の取扱いは、鋼橋工場製作工事と同じとする。
なお、ゴム系伸縮継手の積算にあたっては、「第 VI 編 第 2 章 6)-1 橋梁用伸縮継手装置設置工」による。
- (5) 鋼橋工場製作工事に係る支承の積算は製品価格（支承メーカーの販売価格）を材料費明細書に計上し、工場管理費の取扱いは一般の鋼材と同様とする。
(イ) 支承の運搬は、一般橋梁部材の運搬と同じ扱いとし、運搬部材質量の中に入れて積算する。
(ロ) 支承の塗装は、中塗り、上塗りを現場塗装として計上するものとする。

3-2 製作工労務単価

工場製作における工数単価（直接労務費）は 29,500 円とする。



(令和7年3月一部改定)

工場製作における工数単価（直接労務費）は 31,200 円とする。